



採用予定年月日
令和8年4月1日

冬日程
募集職種及び採用予定人員
○保健師(若干名)

申込受付
12月3日(水)まで

※持参の場合土・日は除く

試験日
12月20日(土)

(教養試験・小論文・事務能力検査・口述試験)

受験資格の確認、試験案内、受験申込書の配布
市ホームページをご確認ください。
※受験申込書は、市役所河内庁舎でも配布しています。

申込・問合せ先
総務課人事係
(河内庁舎3階) ☎223911

新庁舎整備事業

問合せ先 企画課庁舎建設係
(河内庁舎3階) ☎22212

新庁舎現場見学会
を行います!!
来年5月の全体開庁に向けて整備が進む、新庁舎の現場見学会を行います。ぜひ、ご参加ください。

日時 11月29日(土)
①10時～②13時半

※見学時間・時間程度
※事前予約制
※各回10名まで

申込み開始
11月10日(月) 8時半

集合場所
市役所河内庁舎会議室1-C

申込方法
右の二次元コードまたは企画課庁舎建設係までご連絡ください。

申込みはこちら (LoGoフォーム)



新庁舎 182日 あと

『下田で恋活!』

問合せ先 福祉事務所社会福祉係
(東本郷庁舎窓口⑥) ☎22216

風待ち港下田で「寿司握り体験」と「音楽」を楽しみながら、新しい出会いを見つけませんか。

日時 12月13日(土) 15～18時

会場
風まち下田(下田市武力浜3-3)

参加資格
男性…市内在住の独身者
女性…市内在住または下田市の暮らしに興味のある独身者

参加費
男性…3,000円
女性…1,500円

定員 男女各15人程度(応募多数の場合は抽選)

申込締切
11月25日(火) 17時まで

申込方法
左記二次元コードから応募または福祉事務所窓口、河内庁舎1階「まちのホール」に配架の応募用紙を福祉事務所へ提出してください。

申込みはこちら (Googleフォーム)

下田市結婚新生活 支援補助金

お2人の新生活を応援します!!

問合せ先 福祉事務所社会福祉係
(東本郷庁舎窓口⑥) ☎22216

婚姻に伴う経済的不安を軽減するため、住居費等を補助します。

補助金額
夫婦共に39歳以下の世帯に対し上限60万円

補助対象経費
住居費、引越費用、リフォーム費用(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施したもの)

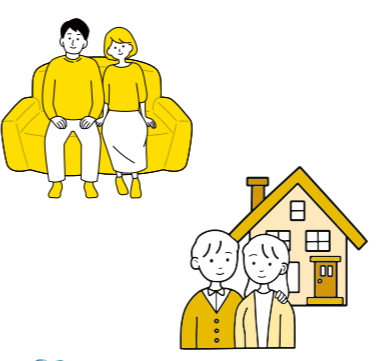
補助対象世帯
令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯

条件
①婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が39歳以下であること。
②対象の住居が市内にあり、補助金交付申請時に市内に住所を有していること。
③夫婦の令和6年の所得が500万円未満(貸与型奨学金の)

申請期限
令和8年3月31日

その他
申請の際は、事前にお問い合わせください。

静岡県ホームページ



猫と適切な関係を

問合せ先 環境対策課 ☎2213

猫の飼い主の皆様へ
猫と楽しく暮らすためには、適切な飼い方が大切です。屋外で猫を飼うことで、近隣への迷惑になるだけでなく、事故等の危険性も高まるため、屋内で飼うようにしましょう。

飼い主のいない猫(野良猫)に
「ただ」エサをあげている方
猫の繁殖力は強く、一組の夫婦から1年間で約80匹まで増える試算もあり、適切な管理が必要です。増えすぎてしまったが故に、糞尿被害などの近所迷惑となることもあります。「置きエサ禁止」・「ふん尿を始末する」・「不妊去勢手術を行う」など、適切に管理していきましょう。

TNR活動って?
野良猫を増やさないことにより、さまざまなトラブルを減らすとともに、不幸な命を増やさないための活動で、ノラ猫を捕獲(トラップ)し、不妊去勢手術(ニュートター)を施し元に戻す(リターン)の各頭文字をとったものです。

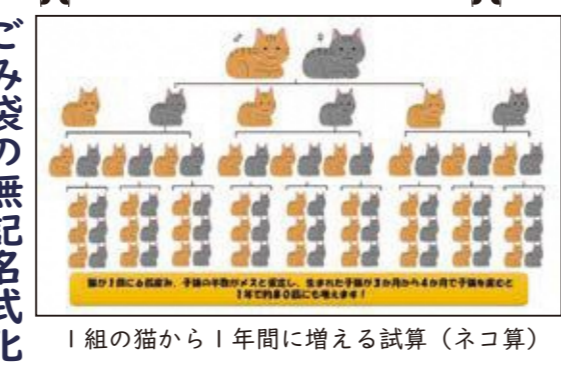
TNR活動と地域ねこ活動は

どちらがうの?

「地域ねこ活動」は、TNR活動によって元の場所に戻ってきた猫を、地域住民が主体となって見守る活動のことです。猫の見守り方は、地域で話し合いの上、ルールを決めて行います。もちろんルールを定める上では、猫で迷惑を被っている人、苦手な人の立場を尊重することが大切です。

TNR活動の効果
不妊去勢手術をすることで、野良猫の増加を抑制し、糞尿被害の悪化を防ぐなど、住環境の改善が期待できます。

TNR活動の支援について
市では、野良猫の不妊去勢手術にかかる費用の一部を助成(オス猫一頭あたり6,000円、メス猫一頭あたり10,000円)しています。



ごみ袋の無記名式化に取り組んでいます

問合せ先 環境対策課 ☎2213

現在、プライバシーの観点から試験的にごみ袋を無記名式に変更しています。店舗によつては記名式と混在していますが、無記名でごみ出しが可能です。これまでどおりごみを出す際には、ルールとマナーを守るようお願いいたします。



記名式(左)と無記名式(右)ごみ袋

助けあい、支えあう 「年金」って



なお、令和7年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告を行う際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類が必要です。

令和7年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(令和7年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、来年の2月上旬に送られます。)

国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。そのためにも、保険料は納め忘れないようしっかりと納めましょう。

こんなことで 有利な国民年金 社会保険料控除について

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和7年1月から同年12月までに納めた保険料の全額です。配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

問合せ先
三島年金事務所お客様相談室
☎0551-973116
市民保健課国保年金係
(東本郷庁舎窓口③) ☎223922